貸切バスの
公示運賃・料金のご案内

〈改訂版〉

Tohoku rokken Bus kyokai Rengokai

東北六県バス協会連合会

01 運賃

運賃は「時間制運賃」と「キロ制運賃」の合算です。

時間制運賃＋キロ制運賃＝運賃

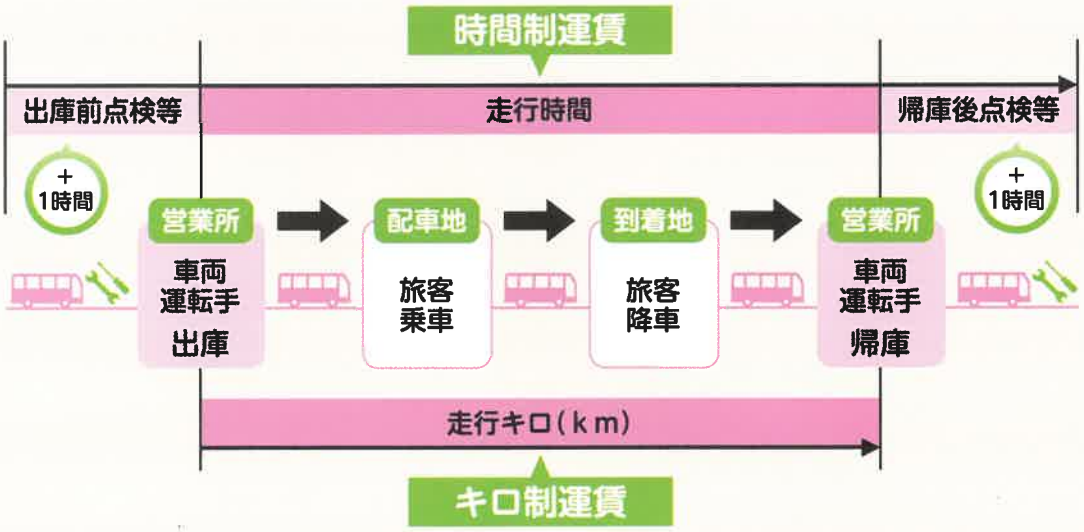

回送時間・航送時間は時間制運賃の対象となります。

時間制運賃について

走行時間に出庫前及び帰庫後の点検等の２時間を加え、１時間あたりの運賃額を乗じた額とする。

※２日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合

宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の１時間ずつを点検等の時間として加算。

※フェリーを利用した場合

フェリー乗船中の航送時間も時間制運賃の対象とし、８時間を上限として加算。（超える場合は休息期間）

キロ制運賃について

走行キロ（回送を含む出庫から帰庫までの距離）に１ｋｍあたりの運賃額を乗じた額とする。

３時間以内の運行の場合（最低運賃）

（３時間＋２時間）×時間単価＋キロ制運賃

令和７年９月26日付公示運賃

		車　種	基準額
運賃	時間制運賃（1時間あたり）	大型車	7,130円
		中型車	6,020円
		小型車	5,270円
		コミューター車	4,700円
	キロ制運賃（1kmあたり）	大型車	180円
		中型車	160円
		小型車	140円
		コミューター車	120円

（東北運輸局）

大型車 … 車両の長さ９m以上又は旅客席数50人以上
中型車 … 大型車、小型車、コミューター車以外のもの
小型車 … 車両の長さ６m以上８m以下で、かつ旅客席数33人以下
コミューター車 … 車両の長さ６m未満で、かつ旅客席数14人以下

貸切バスにかかる金額は 運賃 ＋ 料金 ＋ 実費 により決定します。

運賃算出の例

走行時間：11時間30分	走行距離：60km
出庫前帰庫後点検時間：2時間	回送距離：46km
運賃計算時間：13時間30分	運賃計算距離：106km

大型車を利用・基準額で算出（税別）
時間制運賃 7,130円 ×14時間 ※1 ＝ 99,820円
キロ制運賃　180円 ×110km ※2 ＝ 19,800円

時間制運賃　＋　キロ制運賃＝
基準額119,620円以上で運賃を決定します。
※1．30分以上は1時間に切り上げ　※2．10km未満は10kmに切り上げ

02 料金

料金には３つの種類があります。

料金は①「交替運転者配置料金」、②「深夜早朝運行料金」、③「特殊車両割増料金」の３つです。

①交替運転者配置料金

交替運転者を配置する場合に適用される料金。
交替運転者配置料金の基準額以上で計算した額を適用。
（交替運転者が交替地点まで車両に同乗しない場合であっても、同乗したものとして適用する。）

②深夜早朝運行料金

深夜22時～翌朝5時の間に点呼・点検等の時間及び走行する時間（回送時間を含む）が生じた際に適用される料金。

③特殊車両割増料金

事業者の創意工夫による新しい車両の導入を図るための料金。標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両で、（特殊設備車両購入価格 ÷ 座席数）＞（標準的車両購入価格 ÷ 座席数）とした時に70%以上高額の場合に適用。

料金		基準額
交替運転者配置料金	キロ制料金（1kmあたり）	20円
	時間制料金（1時間あたり）	2,400円
深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金（時間制料金）の２割増
特殊車両割増料金		設備や購入価格等を勘案した割増率

03 実費

運送以外の経費は「実費」となります。

旅客の求めにより運送以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。

例：ガイド料・有料道路利用料・駐車料・乗務員宿泊料　など

旅行業者など運送申込者との契約の際に交付する「運送引受書」に料金や実費の内容を記載する欄があります。

よくある質問

Q なぜ、国はこのタイミングで貸切バスの運賃改定を行ったのか。

A 貸切バス事業者が深刻な運転者不足の解消やさらなる安全への投資に向けた取組を着実に実施できるよう、社会経済情勢の変化に合わせて改定を行うものです。なお、国においては、物価の変動等、実態に合った運賃となるよう、２年に１度の頻度で公示運賃の見直しを行うことになりました。

Q 運賃の上限はいくらでもよいのか。運送引受書に上限額を記載する必要はあるのか。

A 貸切バス事業者が届け出た下限額以上であれば、提供するサービスに見合った運賃を設定することが可能になります。運送引受書への記載も不要です。

Q 新運賃・料金の実施にあたり、経過措置はあるのか。

A 貸切バス事業者が新運賃・料金の実施日までに運送の引受に合意した場合は、従前の運賃・料金を適用することが可能です。ただし、運賃改定の趣旨を踏まえると新運賃・料金の適用が望ましいので、長期の契約については、新運賃・料金の適用をご検討いただきますようお願いします。

Q 修学旅行等の学校行事は１年前くらいに決定することが多い。
既に旅行会社が従前の運賃で見積もりをしている学校行事の取扱いはどうなるのか。

A 令和９年３月31日までに実施される**学校行事として行われる宿泊を伴う修学旅行等**については、新たな運賃・料金の実施日前日までに学校側と旅行業者の間で旅行を催行する旨の合意がなされており、かつ、貸切バス事業者が従前の運賃・料金を適用することを了承した場合には、従前の運賃・料金での運送が可能です。

Q 交替運転者の配置料金も変わるのか。

A 交替運転者の配置料金も運賃同様に、社会経済情勢に見合った料金に変更になりました。

貸切バスの運賃・料金事前届出違反に対する処分基準

道路運送法第９条の２第１項
【運賃・料金事前届出、運賃・料金変更事前届出違反】
初違反 … 60日車の車両使用禁止
再違反 … 120日車の車両使用禁止

道路運送法第10条
【運賃又は料金の割戻しの禁止違反】
初違反 … 60日車の車両使用禁止
再違反 … 120日車の車両使用禁止

平成28年12月1日施行